

201124017A

厚生労働科学研究費補助金

エイズ対策研究事業

個別施策層（とくに性風俗に係る人々・移
住労働者）の HIV 感染予防対策とその介入
効果に関する研究

平成 23 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 東 優子

平成 24 年（2012）年 3 月

目 次

総括研究報告

個別施策層（とくに性風俗に係る人々・移住労働者）の HIV 感染予防対策とその介入効果に関する研究

・・・・・・・・・・・・・・・・研究代表者・東 優子 1

分担研究報告

1 セックスワーカーとの協働による予防介入プログラムの開発と普及
・・・・・・・・・・・・・・・・青山 薫（分担研究者）他 5

2 関西圏の外国人（特に SW）の HIV 感染予防と介入に関する研究：関西圏当事者コミュニティー・支援団体・行政機関の協働による外国籍住民のための健康予防介入に関するプロジェクト
・・・・・・・・・・・・・・・・榎本てる子（分担研究者）他 13

3 生活困難を抱える女子の性の健康に関する研究
・・・・・・・・・・・・・・・・野坂 祐子他 16

厚生労働科学研究費補助金（エイズ対策研究事業）

平成 23 年度 総括研究報告書

個別施策層（とくに性風俗に係る人々・移住労働者）の HIV 感染予防対策とその介入効果の評価に関する研究

課題番号：H21-エイズ-一般-017

研究代表者：東 優子（大阪府立大学人間社会学部 教授）

研究分担者：青山 薫（神戸大学国際交流学部 准教授）

榎本 てる子（関西学院大学神学部 准教授）

野坂 祐子（大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター 准教授）

研究目的

課題1「セックスワーカー（以下 SW）との協働による予防介入プログラムの開発と普及に関する研究」については、1 年目、2 年目の成果と困難をふまえた日本人 SW と外国人 SW それぞれに対する HIV 予防介入プログラムの構築、および、トランスジェンダー（以下 TG）SW に対する個別施策の必要性の検討を目的とした。

課題2「関西圏の外国人（特に SW）の HIV 感染予防と介入に関する研究：関西圏当事者コミュニティ・支援団体・行政機関の協働による外国籍住民のための健康予防介入に関するプロジェクト」については、外国籍住民当事者、支援団体、京都市伏見区保健センター、医療機関との協働による外国籍住民を対象とした相談会及び情報提供の機会を地域で定着させ、持続可能な施策にしていくことを目的に事業の実施と効果評価を実施した。

課題3「課題「生活困難を抱える女子の性の健康」では、これまでに実施した調査結果の周知および支援プログラムの共有化を目指し、全国の施設への報告ならびに児童福祉施設や管轄する児童相談所を対象とする研修等を実施した。また一施設において支援プログラムを実施した。

研究方法

課題1では、研究協力者団体 SWASH のメンバーおよび分担研究者による、①海外の SW 当事者・支援

者団体との情報交換、②日本における日本人および外国人 SW、TGSW へのアウトリーチ活動を実施した。課題2では、外国籍住民対象の「健康フィエスタ」（11月26日）を実施し、事業の評価と性感染症に関する理解を問うためのアンケートを実施すると同時に、維持可能な検査体制の構築を図った。課題3では、1）調査結果の周知と職員研修の実施（計8回）、2）施設内支援プログラムの継続的实施（計6回、100名以上の女子児童が参加）と効果評価、3）教材の開発（昨年度作成した性虐待等の被害児童向けの教材に関して支援者からの評価を収集し、それらをもとに改訂版を作成）を行った。

（倫理面への配慮）

本研究班が対象とするのは、高度に社会的排除あるいはスティグマ・差別・偏見にさらされている人々である。3つの研究課題に共通して、研究活動の実施にあたっては、秘密保持に関して十分な配慮をし、研究成果を発表する際には個人情報特定されないようデータ等を加工した。

研究結果

課題1の①では、アジア太平洋地域ネットワーク組織、韓国、オーストラリアの団体・個人から、TGSW 予防介入、およびそのプログラム策定への当事者参加に関する経験的または研究上の知見を得た。さらに、EU 連合公認・助成対象の移住 SW 支援ネットワーク、国際的な当事者組織、ドイツの当事者団体、カナダなど、多くのグループ、および研究者から、保健活動、

権利擁護運動、移住性労働者との連携活動に関する知見を得た(内容については考察で述べる)。(2)のアウトリーチ活動で明らかになった昨年度との違いは、2011年12月現在、外国人SWの数が減少している可能性が示唆された点である。原因は、アウトリーチ担当者が耳にした外国人SW当事者および業界関係者の証言によれば、「震災と原発事故の影響」もしくは「韓国デリヘルに対する特定の摘発が行われ」強制退去が多く執行されたためである。昨年度の研究結果と同様に指摘されたことは、デリバリーヘルスが日本人外国人の隔てなくSWの脆弱性を高め(客の強権化を許し)、安全・健康を阻害していることの危険性であった。SW当事者ばかりでなく、雇用者側や、SWを各所へ運ぶ、いわゆる「ならし」と呼ばれる無許可営業タクシー運転手などの証言もこれを裏付けている。

課題2で実施した「健康フェスタ」には、255名(16カ国)の参加があった。32名が性感染症の検査を受検し、29名が胸部レントゲン検査を受診、16名が健康相談を利用し、内2名は関係機関への紹介状を発行した。一般相談には7名の利用があった。その他、健康に対する意識と感心を高めるためのワークショップには延べ48名が参加した。効果(事業)評価に関するアンケート調査については、現在集計中である。

課題3では、1) 児童福祉施設や児童相談所の職員等を対象にした研修会には約250名が参加した。児童向けの教材についての質的な評価調査を実施した結果を踏まえ、3)の改訂版が作成された。2) 施設内支援プログラムの継続的实施(計6回、100名以上の女子児童が参加)では、認知行動療法を基盤とし、施設職員による日常生活での支援につなげた。効果評価については、現在、事前調査のみ実施済みの状態である。

考察

紙幅の都合上、ここでは課題1についてのみ特筆すべき点を以下に記す。オーストラリアのようにほとんどの州でSWが合法化または非犯罪化されている国においては、当事者団体が国や自治体の財政支援を受けて予防介入活動を行い、専門家としてHIV予防政策策定をリードしているのみならず、一般人口のそれよりもSW人口におけるHIV感染率が低いという好結果を生んでいる。しかし他方で、韓国のように売買春に対する取り締まりが強化されている国においては、SW同士の連携がより困難になり、搾取や暴力、HIV/STI感染の危険をはじめとするさまざまな危機

に当事者が見舞われる可能性が増しているという、表裏一体をなす報告が相次いでいる。SWの犯罪化/合法化にかかわらず、社会的スティグマがSWの精神衛生と身体の安全に支障をきたし、HIV/STI予防とその介入はSW全体における脆弱性が強まるほど困難になること、当事者の脆弱性を高めないよう公衆および政策決定者・実行者に対する啓発が必要であること、移住SWにおいてはとくに、人身取引対策によって「被害者」とされ労働の権利を奪われることが当事者の脆弱性を高める可能性につながる。

TGSWについては(アウトリーチ担当者の言によれば)TGSWが健康・医療に関する情報——具体的には、ホルモン治療と抗精神剤を同時に服用した場合の作用・副作用について、仕事上だけでなくプライベートでもHIV/STI予防行動を強化する方法について等の情報——を渴望しており、今後、アウトリーチが予防介入に功を奏することが期待できる。

自己評価

1) 達成度について

最終年度である今年、4つの研究課題に対して研究班全体で約260万円という低予算により、当初の予定を大幅に変更せざるをえなかった。海外の個人・組織からの情報収集に本研究班の予算は使用されていない。TGSWへの介入の効果評価に関しても、昨年度までの研究成果を当事者の保健行動かつエンパワメントを促進するための情報普及パンフレットとして作成し、アウトリーチ活動を通じたフィードバックおよびその効果評価を行う予定であったが、パンフレット作成に留まっている。

一方、課題2と3は初期の目的がほぼ達成されており、とくに課題2では構築された「健康プログラム」について、伏見保健センターを始め京都市の保健行政の理解と支援を得て継続実施の見通しがついた。一方市民団体の中で青少年を対象としている団体、福祉を専門とする団体との協働の結果、それぞれの団体が外国籍住民と関わり日常的にも関わっていく方向性も見出してきた。同事業は京都市においては、これからも地域の事業として継続実施していくことができる見通しである。同事業を京都市でパイロットプロジェクトとして実施できたことの意味は大きい。この経験を生かして他地域で健康に関する取り組みを行いその中にHIV感染予防介入のプログラムを入れていくことの一つの道筋をつくることのできた。

2) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義について

SW当事者がその開発と普及に向けて協働するHIV予防介入プログラムは、SWASHのアウトリーチ活動以外に、日本では行われてこなかった。しかし、上述したように、ヨーロッパやオーストラリアの先例では、このようなアプローチはまず調査研究と一般社会の溝を埋めるものであり、同時に被調査者の人権と尊厳を尊重するために必要なものであり、TGSWをふくむ「接近困難層」への接近を可能にするゆえに、現実的な性感染症予防効果をあげるはずのものである。また、とくに外国人SWに対するこのようなアプローチは、国連レベルでも国内政策上も問題になっている人身取引被害者の被害回復への手がかりにもなる。外国人コミュニティに埋没するSWへの支援についてはとくに、課題2のような取り組みが有効であり、持続可能な事業モデルを提示できたことの意義は大きい。

3) 今後の展望について

未実施の研究計画が多い課題1については、日本人外国人SWについてのHIV感染予防介入プログラムのマテリアル化およびアウトリーチ活動をつうじた周知化を今後の研究継続によって諮ることができるよう、SWASHおよび分担研究者とも希望している。

結論

当事者・支援者団体との協働については、時間的にも長い視野をもった研究体制が必要である。最終年度にあたり、とくに「セックスワーカーとの協働によるHIV感染予防介入プログラム」の概要と必要条件を以下にまとめる。1) SWにおいては、日本人、外国人、外国籍永住者・定住者、TGそれぞれの法的立場に応じた予防介入プログラム、2) 不法化されている立場にある人(ホンバン行為をおこなう人、風俗営業に従事する外国人など)に関しては、法よりも当事者に味方することを明らかにする接近方法、3) 「接近困難」が研究者やアウトリーチ担当者の努力で解消されるわけではなく、法規制の強化によって度を増すことから、(具体的には売春防止法および出入国管理及び難民認定法など)法規制の緩和を求めること、4) 当事者同士の連携が搾取、暴力、HIV/STI感染などのリスクを緩和することから、連携を促し、社会的スティグマを軽減する包括的なアプローチ、5) ピア・カウンセリング/エデュケーションなど、当事者間で経験や情報をシェアし立場の差を埋める活動の支援・促進、6) SW当事者団体等をHIV/STI予防行動の専門家と

して公的に認知する仕組み、以上が必要である。また、7) 仕事の場面だけでなくプライベートでも、脆弱な立場を克服しHIV/STIなどの危険を減少させる方向性をもったアプローチ、8) すべての過程において、SW当事者、TGSW当事者、将来的には外国人SW当事者が参画することのできるプログラムの開発方法が意図されるべきである。

知的所有権の出願・取得状況(予定を含む)

該当なし

研究発表

研究代表者

東 優子

原著論文による発表

- 1) 東優子. 人権とヒューマンセクシュアリティ. 吉田敦彦編. 教育福祉学への招待(せせらぎ出版2012)

口頭発表

海外

- 1) Higashi, Y. Traps of a Health-Based Approach to the Transgender Phenomenon in Japan. The 20th World Congress for Sexual Health. June 12-16, 2011, Glasgow, UK.
- 2) Higashi, Y., Ponponmaru, Koyama, K. Sexwork and Transgender Health in Japan. The 10th International Congress on AIDS in Asia and the Pacific. Aug 26-30, 2011, Busan, Korea.

国内

- 1) 東優子. 若者における「草食化」と性の未来予想図. 第22回日本性機能学会学術総会, 2011年, 倉敷.
- 2) 東優子. 性の問題に対する視座への問い. 第12回関西性教育研修セミナー, 2011年, 大阪.

研究分担者

青山 薫

原著論文による発表

欧文

- 1) Aoyama, Kaoru, Migrants and the Sex Industry. Fujimura-Fanselow ed. *Transforming Japan: How Feminism and Diversity are*

Making a Difference. The Feminist Press at the City University of New York: 284-301, 2011

和文

- 1) 青山薫. 「セックスワーカー」とは誰か—終章. 伊藤るり編. 新編日本のフェミニズム 9 グローバリゼーション. 岩波書店: 218-229, 2011.
- 2) 青山薫. セックスワーカーの人権・自由・安全—グローバルな連帯は可能か. 辻村みよ子編. ジェンダー社会学の可能性 第1巻 かけがえのない個から—人権と家族をめぐる法と制度. 岩波書店: 135-158, 2011.

口頭発表

海外

- 1) Kaname, Y. and Aoyama, K. (SWASH). Foreign Sex Workers in Japan. The 10th International Congress on AIDS in Asia and the Pacific. Aug 26-30, 2011, Busan, Korea.
- 2) Kaname, Y., Ponponmaru, and Aoyama, K. (SWASH). The Effect of the 2004 Korean Anti-prostitution Law on Sex Workers in Korea and in Japan. Sex Worker Open University. October 12-16, 2011, London, U.K.

国内

- 1) 青山薫. 親密「権」のポリティクス—セックスワーカーを題材に. 京都大学文学研究科 GCOE オムニバス講義、2011年6月9日、京都大学
- 2) 青山薫. グローバル化とジェンダー—非「国民」のすすめ. 静岡県立大学男女共同参画推進センター／グローバル・スタディーズ研究センター

シンポジウム、2011年6月13日、静岡県立大学

- 3) Aiba, Keiko, Aoyama, Kaoru, Fujimura-Fanselow, Kumiko, Kaneko, Sachiko and Tolentino, Leny P. Exploring Issues of Diversity and Human Rights in Japan from a Feminist Perspective (Roundtable). The 15th Asian Studies Conference Japan. June 25-26, 2011, Tokyo, Japan.
- 4) 青山薫. いま、日本で外国人を生きるということ. 京都大学文学研究科 GCOE フィールド調査班研究会、2011年7月8日、京都大学

野坂 祐子

原著論文による発表

- 1) 野坂祐子. 性問題行動をもつ生徒に対する支援過程と課題—学内外での支援体制づくりを中心に—. 子ども社会研究 17 : 95-108, 2011.
- 2) 野坂祐子. 思春期の PTSD. 精神科治療学 26 (6) : 763-769, 2011.
- 3) 野坂祐子. 男子の性被害. 季刊 SEXUALITY53 : 60-67, 2011.
- 4) 野坂祐子. 子どもへの TF-CBT. 藤森和美・前田正治編. 大災害と子どものストレス—子どものこころのケアに向けて. 誠信書房 : 58-60, 2011.
- 5) 野坂祐子. 学校コミュニティの緊急支援. 日本心理臨床学会編. 心理臨床学事典. 丸善出版 : 640-641, 2011.
- 6) 野坂祐子. 青年期の性的行動と支援. 達科学ハンドブック 6 発達と支援. 新曜社 (近日刊行).

1

セックスワーカーとの協働による予防介入プログラムの開発と普及

研究分担者： 青山 薫（神戸大学国際文化学研究所 准教授）

研究協力者： 要友紀子（SWASH）

八木香澄（SWASH）

研究要旨

本分担は2011年度、日本人セックスワーカー（以下SW）と外国人SWそれぞれに対するHIV予防介入プログラムを構築すること、および、トランスジェンダー（以下TG）SWに対する個別施策の必要性を検討することを目的に、日本におけるSW当事者・支援者団体であるSWASH（Sex Work and Sexual Health）と連携して研究を行い、その過程においてHIV/STI予防介入への当事者参加をすすめた。方法としては、①海外のSW当事者・支援者団体との情報交換、②日本における日本人および外国人SW、TGSWへのアウトリーチ活動、③①と②の総括をとおして、アジア、オーストラリア、ヨーロッパ諸国における当事者・支援者団体のSWにおける権利と安全を保障する活動と、当事者による予防介入が効果を上げることの関係を質的に調査した。その結果、「6. 結論」に挙げるとおり、「セックスワーカーとの協働によるHIV感染予防介入プログラム」の10の要件を提言するに至った。

1. 研究目的

「セックスワーカーとの協働による予防介入プログラムの開発と普及に関する研究」は、最終年度の今年、1年目、2年目の成果と困難をふまえ、日本人SWと外国人SWそれぞれに対するHIV予防介入プログラムを構築すること、および、TGSWに対する個別施策の必要性を検討することを目的としている。

また、日本におけるSW当事者・支援者団体であるSWASH（Sex Work and Sexual Health）と連携して研究を行い、その過程においてHIV/STI予防介入への当事者参加をすすめることも、1年目、2年目に引き続く本研究の目的である。

2. 研究方法

研究協力者団体であるSWASHのメンバーおよび分担研究者による①海外のSW当事者・支援者団体との情報交換、②日本における日本人および外国人SW、TGSWへのアウトリーチ活動、③①と②の総括が、上記目的を達成する方法である。

具体的には、以下を実施した。

①について、SWASHメンバーおよび分担研究者が、2011年8月に韓国釜山で開催されたアジ

ア太平洋AIDS国際会議に出席、2011年10月に英国ロンドンで開催されたSex Worker Open University (SWOU)に参加し、ホスト国・地域のSW当事者・支援者、移住性労働、HIV/STI予防介入専門家のみならず、他国・地域からの専門家をふくむ参加者・団体との意見・情報交換を行った。2012年2月には、SWASHメンバーおよび分担研究者が、台北を拠点とするSW支援NPO、COSWAS (Collective Of Sex Workers And Supporters)を訪問。2011年11月にあった性産業関連の法改正の影響について聞き取りをした。2012年3月には、エイズ予防財団の派遣によってタイ・バンコックにあるEMPOWER Foundation等を訪問。聞き取りなどを行う予定である【2月末日現在】。また、2011年11-12月には、エイズ予防財団招聘外国人研究者による講演や講習会を複数共催し、当招聘研究者のみならず、当該講演・講習会への一般および専門家参加者との意見・情報交換を行った。

なお、①の予算措置については、当研究に係る予算の不足および今年度における配分の遅延から、ほとんどを他の研究プロジェクトの資金的援助に頼るものであった。

②については、1年目と2年目に培った人間関係をもとに、東京豊島区・台東区近郊、大阪市近

郊で、SWASH メンバーが引き続きアウトリーチおよび相談活動を行っている。そして、その過程でできる限りの当事者への聞き取りと、性産業施設の経営者や中間管理者関係業者などへの聞き取りを行い、人間関係の構築を続けつつ質的データを蓄積している。ここでは、1年目、2年目の研究過程、および①によって形成された海外、とくに韓国およびオーストラリアを拠点とするSW当事者・支援者団体との連携を利用し、これら団体のメンバーによるインターネット通信 (Skype) や電話を介した言語的かつ文化的通訳を確保する機会も利用している。

TGSW に関しては、昨年度来、SWASH が内部に TGSW を個別施策層対象とするグループを立ち上げ、日本人・外国人SWに対するのと同様、HIV/STI 予防介入への当事者参加をめざすアウトリーチ・相談活動を開始、展開している。

③については、①および②の参加・実施を担当したSWASHメンバーに、研究分担者が聞き取りを行い、2011年12月時点における①および②の評価と総括を行った。

(倫理面への配慮)

SW 全体について社会的スティグマがある。そのため、合法に働いているか否かにかかわらず、当事者を特定することになるような調査方法、結果や情報の開示は避けなければならない。調査の過程においても、そのようなスティグマを強化することがないように細心の配慮をしている。

日本国籍をもつSWや外国籍でも永住者・定住者等の滞在資格をもっているSWとは異なり、外国人SWとその雇用者・関係者に関しては、出入国管理法および風俗営業法に抵触する恐れがある。したがって、アウトリーチや聞き取り調査をすることがかえって彼女たちをいわゆる「地下」に追いやるきっかけとならないよう、より繊細なプライベートへの配慮を図っている。

また、TGSW をふくむ日本人SWおよび永住者・定住者等で合法に働いている場合も、上記2法または売春防止法に抵触しているのではないか、という詮索を招くことがないように配慮している。

3. 研究結果

上記研究方法の①によって、釜山会議では、韓国ソウルを拠点とする比較的新しいSW当事者・支援者団体 Giant Girls、オーストラリアの全国

的専門家組織であり本研究とは2009年度いらい交流のあるScarlet Alliance、SWASHとは数年来の連携関係をもっているネットワークAPNSW (Asia Pacific Network of Sex Workers) を中心とする専門家団体・個人から、TGSW 予防介入、およびそのプログラム策定への当事者参加に関する経験的または研究上の知見を得た。

ロンドンのSWOUでは、EU 連合公認・助成対象の移住SW支援ネットワークであるTAMPEP (European Network for HIV/STI Prevention and Health Promotion among Migrant Sex Workers)、1980年代からSWの安全・健康・権利問題について国際的な当事者運動を担ってきたEnglish Collective of Prostitutes、同様の長期活動を行っているドイツのHYDRA、カナダトロントを拠点とするSW当事者・支援者団体Stellaほか多くのグループ、および、Dr Carrie Hamilton、Dr Heidi Hoefinger、Dr Nick Mai、Dr Jo Doezema、Dr Laura M. Agustinとの会合によって、保健活動、権利擁護運動、移住性労働者との連携活動に関する知見を得た。

台北のCOSWASからは、昨年台湾「社会秩序保護法」改正の背景と影響について、SW当事者の立場からの理解と展望を聞き、HIV/STI 予防行動および移住SWへの影響についても概観することができた。

エイズ予防財団の派遣によるバンコックのEMPOWER 財団訪問では、ここでも予定されている、1996年に制定された「売春禁止法」の改正によるSWの「合法化」が具体的に何を意味するのか、どのような見通しが立っているのか、および、HIV/STI 予防への当事者の介入と法改正の関係について当事者団体に聞き、資料を収集する予定である。

エイズ予防財団によって招聘された外国人研究者は、Scarlet AllianceのMarisa Ingleton氏である。社会福祉士の有資格者で現役の医学生でもあるIngleton氏は、Scarlet Allianceの元専従職員であり、現在でも移住SW対策と渉外活動を担当しているが、氏によっては、大阪府立大学、関西学院大学、神戸大学の学部学生および大学院生、大阪市保健所職員などを集めた複数の講演において、Scarlet Allianceの活動および研究成果を知

ることができた。

研究方法②によって、外国人 SW については、韓国人と中国人との接触が複数行われたが、記録を取ることを許可した聞き取りの相手は皆無だった。

TGSW については、同じアウトリーチ担当者を介して本研究が行ってきた外国人 SW に対するアウトリーチおよび調査活動に比べ、接近が容易であることが指摘されている。TGSW は、そもそも売春防止法で不法行為とされている（代償をとまなう不特定の相手方との）「性交」にあたる行為をサービスとして提供しないことから、脱法・不法行為を自覚しあるいは（永住者・定住者のように）合法の場合も社会的に不法の嫌疑をかけられる可能性を自覚している外国人 SW のように、調査研究などを忌避する必要がないことがその理由である。

以上は、部分的には研究方法③によって明らかになった次第である。研究方法③については、さらに「5. 自己評価」の部分で利用し、結果を述べる。

4. 考察

釜山会議で得た知見のなかで特筆すべきは、オーストラリアのように、ほとんどの州で SW が合法化または非犯罪化されている国においては、当事者団体が国や自治体の財政支援を受けて予防介入活動を行い、専門家として HIV 予防政策策定をリードしているのみならず、一般人口のそれよりも SW 人口における HIV 感染率が低いという好結果を生んでいるという報告と、他方で、韓国のように売買春に対する取り締まりが強化されている国においては、SW 同士の連携がより困難になり、搾取や暴力、HIV/STI 感染の危険をはじめとするさまざまな危機に当事者が見舞われる可能性が増しているという、表裏一体をなす報告が相次いだことであった。また、反人身取引政策によって、SW 全体への取り締まりが強化され、そのことが SW の一般社会からの一層の排除に結びついているという具体例が、シンガポール、マレーシア、カンボジアなど各国代表によって発表された。

ロンドンの SWOU においては、ドイツのような、SW 自体が合法化されているにもかかわらず移住性労働者のみが不法化されている国において、

合法 SW が移住 SW の権利と安全・健康を守る支援活動を行うことの重要性が指摘されていた。そのためのツールとして、上記を行うことのできる当事者アクティビストを養成するワークショップや、多様な表現が可能であることを可視化するためのワークショップが意識的に行われていた。具体的には、一般労働組合による一般移住労働者支援の一環に SW がふくまれること、当事者・支援者組織によるアウトリーチや語学教室などの開設、SW 同士のピア・エデュケーションおよびピア・カウンセリング、SW 全体にかかわるマスメディア対策および政策決定機関へのロビイングを、多種多様な専門家の関与を得、国際的な情報網を広げながら行うことが効果的であることが明らかになった。

台湾の「社会秩序保護法」改正の背景には、この法律が売買春における売春者のみを罰していることを「法の平等に反する」とする最高法院の違憲判決があった。立法院は法改正を余儀なくされ、同法内に買春者に対する罰則を設ける一方、他方では、1997 年まで合法だったいわゆる「公娼制」を自治体の裁量と管理の下で復活させることのできる新規定を制定し、売春者・買春者ともに非処罰化する道も開いた。しかし、法改正以来「公娼制」を再認可した自治体は皆無ということである。COSWAS の調査では、客のほかにもっとも大きく影響を受けたのは、そもそも脆弱性の高かった少数派の街娼の人びとで、客が不法化されたことで仕事が減る一方、危険な客は残る結果になっているという。多数存在する飲食店等で働く SW の場合も、もともと違法のため、客とトラブルになったり被害に遭ったりしても店も SW も法に訴えることができない点が脆弱性として認識されていた。日本の現状とも共通しているが、とくに法改正による影響は目立っていないという。HIV/STI 予防との関係では、法改正・制定の影響というよりも脆弱性の高さが危険に結びつくことは懸念されていたが、数値的な調査にはなされていない。移住 SW については、これも日本の場合と類似して、SW 以外の労働ヴィザや婚姻ヴィザを保持している場合が多いため、特定することが困難で、予防行動、法改正の影響ともに把握することが困難であるという。一方で、法改正によって非犯罪化の道も開け、その過程で政治家などが SW の労

働の権利を認める発言をするなど、当事者の権利と安全につながる世論形成に関しては前進したとCOSWASは認識している。この点で、現在は、実際に売買春をふたたび合法化する自治体が出現するよう働きかけている。また、不法化に反対するなかで、障害者をふくむユーザーとの連携を図り、SWと客双方の権利と安全をめざすことの重要性が浮かび上がってきているという。

Scarlet Allianceの活動および研究成果からは、SWが合法であっても社会的スティグマがSWの精神衛生と身体の安全に支障をきたす場合があること、HIV/STI予防とその介入はSW全体における脆弱性が強まるほど困難になること、当事者の脆弱性を高めないよう公衆および政策決定者・実行者に対する啓発が必要であること、移住SWにおいてはとくに、人身取引対策によって「被害者」とされ労働の権利を奪われることが当事者の脆弱性を高める可能性があることが、明らかになった。

外国人SWについて、昨年度との違いは、2011年12月現在、外国人SWの数が減少している可能性が見いだされたことである。原因は、アウトリーチ担当者が耳にした外国人SW当事者および業界関係者の証言によれば、「震災と原発事故の影響」もしくは「韓国デリヘルに対する特定の摘発が行われ」強制退去が多く執行されたため、ということだった。昨年度の研究結果と同様に指摘されたことは、デリバリヘルスが日本人外国人の隔てなくSWの脆弱性を高め(客の強権化を許し)、安全・健康を阻害していることの危険性であった。アウトリーチ担当者によれば、SW当事者ばかりでなく、雇用者側や、SWを各所へ運ぶ、いわゆる「ならし」と呼ばれる無許可営業タクシー運転手などの証言もこれを裏付けている。

TGSWについて特筆すべきことは、アウトリーチ担当者の言によれば、TGSWが健康・医療に関する情報—具体的には、ホルモン治療と向精神剤を同時に服用した場合の作用・副作用について、仕事上だけでなくプライベートでもHIV/STI予防行動を強化する方法について等の情報—を渴望しており、今後、アウトリーチが予防介入に功を奏することが期待できる点である。そしてこのことは同時に、医療や権利・安全にかかわる問題が、ピア・エデュケーションや当事者にアウトリーチする方法だけでは解決できないことも明らか

にしている。性産業関係者と医療関係者のみならず、各分野の専門家同士の連携が切実に求められるゆえんである。

5. 自己評価

1) 達成度について

以上の「結果」と「考察」および昨年度までの研究結果をふまえた、HIV感染予防介入プログラムの構築であるが、その概要および必要条件は、「結論」に後述するとおり把握されている。しかし、今年度は本分担研究にかかる予算が30万円という低額であり、その配分が震災の影響で9月まで遅滞したという事実もあって、2012年2月現在、これをマテリアルにし、さらにアウトリーチ活動をつうじて現場の当事者および業界関係者に周知するまでには至っていない。今年度末までにこれを実施することも困難と思われる。今後の研究の継続を希望するところである。

他方、TGSWに関しては、本分担から離れた代表研究者との協働部分(pp.13-14参照)で、当事者の保健行動かつエンパワメントを促進するための情報普及パンフレットがすでに作成され、成果として公表できるものとなっている。この配布と内容の周知についても、今後の研究継続を希望するものである。

さらに、SW当事者・支援者団体との協働という研究目的については、以上で述べてきたとおり効果を上げたことも多い。しかしながら、この目的に関しては反省すべきことも多く経験された。具体的な調査の過程にSW当事者の観点を反映させることが上手くできなかった点が多々あったのである。以下にその概要を述べる。なおこの部分は、初年度からの、また本分担研究だけでなく全体に係る総括でもある。

SWASHは、本研究の主旨や意義に共鳴し、みずからの活動にデータで説得力をもたせるためにもネットワーク拡大のためにも、研究協力を積極的に引き受けたのであるが、結論としては、自分たちの生きた経験や知識を調査研究に反映させることが難しかった、という感想をもっている。一人はこれを、「当事者と(研究者)のパートナーシップは『民主主義』か『ファシズム』か、どちらかにしてほしい」と的確に表現した。つまり、「民主主義」ならば、「このような調査を、このような

目的で、このような方法で、このような時間をかけて」することが、可能か否か、ということから始め、当事者と共同で議論をした末に計画を策定しなくてはならないというのである。概要の面では研究計画の初期デザインから、詳細な方法の面では調査票調査・質的調査双方に係る具体的な設問の設定から関係し、その実施と集計や分析、フィードバックにも参画しなければ、当事者側からは、当事者との「協働」は達成されたと評価され得ないのである。

研究者側の、「忙しいのに巻き込んで悪い」、「公的研究調査のボキャブラリーや時間制限等細かい規則に合わせる余裕はないだろう」などという気遣いが、研究者と当事者の関係を曖昧なものにし、かえってこのような協働の障害になる、という意見も表明された。その結果としては、調査は「お金をもらってバイト的に」する「お手伝い」になり、それならば、研究者がすべてに責任をもちすべてをリードし支持する「ファシズム」の方が仕事はしやすい、という理にかなった見解である。

ただし、SWASH の場合は、いずれにしても研究結果を持参して経営者や当事者にフィードバックのためのアウトリーチも行ってきたことと、みずから国内外の会議等でこれを発表する機会をもってきたことから、「調査研究に当事者（および支援者団体）がかかわるメリット」として「結果について、（現場の実態と齟齬がある要素が感じられれば）現場はこうだからこう解釈してほしい、と解題することができる点」も挙げている。

また、「民主主義」にもとづく真の協働研究を可能にするためにも、研究者の無知が生み出す現場の実態と齟齬があるような計画や設問、あるいは、当事者に対する礼を失したような計画や設問などを事前に削除し、再検討するためにも、時間の調整が重要な点があらためて浮き彫りになった。

調査研究のすべてに当事者を巻き込んで行うことは、現行の、研究者・研究機関・助成機関のタイムフレームのなかには収まりきらない時間がかかるであろう。そして、当事者といえども一枚岩でないかぎり、当事者・支援者団体の内部でも、これらに時間を費やすための経済的、精神的資源が必要になるであろう。その時間を研究者、当事者双方の側でつくり出すためには、当事者側の具体的な事情とニーズを、研究者・研究機関・助成

機関側がより真摯に受け止め、本研究や類似研究に反映させるより一層の努力と柔軟な制度運営をする必要があるだろう。

2) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義について

初年度、昨年度と変わらない点であるが、SW 当事者がその開発と普及に向けて協働する HIV 予防介入プログラムは、本研究にもとづいて、SWASH が現在アウトリーチを通して行っている以外には日本では行われてこなかった。しかし、上述したように、ヨーロッパやオーストラリア、の先例では、このようなアプローチはまず調査研究と一般社会の溝を埋めるものであり、同時に被調査者の人権と尊厳を尊重するために必要なものであり、TGSW をふくむ「接近困難層」への接近を可能にするゆえに、現実的な性感染症予防効果をあげるはずのものである。また、とくに外国人 SW に対するこのようなアプローチは、国連レベルでも国内政策上も問題になってきた、人身取引被害者の被害回復への手がかりにもなるだろう。

以上から、本研究が SWASH をつうじて当事者・支援者の国際的なネットワークのなかで成果を出し、これに貢献することは、「セックスワーカーとの協働による予防介入プログラムの開発と普及」の国際的動向に、日本からの他例を見ない貢献を果たすことになるだろう。

3) 今後の展望について

上述したとおり、日本人外国人 SW についての HIV 感染予防介入プログラムのマテリアル化およびアウトリーチ活動をつうじた周知化を、今後の研究継続によって諮ることができるよう、SWASH、分担研究者とも希望している。その前提として、たとえば、日本でも SW の権利・安全問題に関するフォーラムを定期的に開くことによって、性産業内外に対する HIV 予防啓発と介入プログラムの開発と普及を進めることができるのではないかと考えている。

また TGSW については、すでに作成された情報普及パンフレットの配布と内容の周知を、今後の研究とアウトリーチ活動によって実行できるよう希望している。

当事者・支援者団体との協働については、時間

的にも長い視野をもった研究体制が必要である。

やはり SWASH の一人は、予防介入プログラムの開発と普及について、「パンフレットのような形による情報」だけではなく「アウトリーチなどが入って、(どのような場面でどのような行動が適切かロールプレイをするなど) 練習を一緒にできることが必要。(相手の) 行動を変えるようにするには、イメージを湧かせるような行動で示すと頭にちゃんと入りやすい」と言った。別の一人は、「調査やるときは、2 時間でこの質問に答えてください、終わり、じゃない」とも言った。当事者との協働が予防介入に効果的だとした先行研究、海外の研究を是とすれば、このような時間をかけられる研究、成果が数で示されない研究を受け入れられる制度が必要である、ということにもなるだろう。

6. 結論

以上から結論づけられる、「セックスワーカーとの協働による HIV 感染予防介入プログラム」の概要と必要条件は、次のとおりである。

1. SW においては、日本人、外国人、外国籍永住者・定住者、TG それぞれについて、この人たちの法的立場に応じた予防介入プログラムが必要である。
2. 不法化されている立場にある人や行為を行う人（ホンバン行為、外国人による風俗営業への従事など）に関しては、法よりも当事者に味方することを明らかにするような接近方法が必要である。
3. 一方で、「接近困難」が研究者やアウトリーチ担当者の努力で解消されるわけではなく、法規制の強化によって度を増すことをふまえ、SW に対する（具体的には売春防止法および出入国管理及び難民認定法が代表する）法規制の緩和を求めることが必要である。
4. 当事者同士の連携が SW における搾取、暴力、HIV/STI 感染の危険をはじめとする危機を緩和することから、連携を促し、SW 全体に対する社会的スティグマを軽減することも視野に入れた包括的なアプローチが必要である。
5. ピア・カウンセリング、ピア・エデュケーションなど、当事者間で経験や情報をシェアし立場の差を埋める活動の促進が必要である。

6. 将来的には、SW 当事者団体等を HIV/STI 予防行動の専門家として公的に認知する仕組みが必要である。

7. 自治体などに働きかけ、SW 当事者団体が経営者向けの研修を実施し、開業の際等に SW の安全と健康のための労働環境ガイドラインを順守させるシステムが必要である。

8. 一方で、仕事の場面だけでなくプライベートでも、脆弱な立場を克服し HIV/STI などの危険を減少させる方向性をもったアプローチが必要である。

9. すべての過程において、SW 当事者、TGSW 当事者、将来的には外国人 SW 当事者が参画することのできるプログラムの開発方法が意図されるべきである。

10. ユーザーをふくむ性産業、法律、さまざまな医療分野、心理、など諸分野の専門家同士の連携によって、SW の権利と安全を保障し HIV 予防介入に結びつけることが必要である。

7. 知的所有権の出願・取得状況（予定を含む）

該当なし。

研究発表

研究分担者

青山薫

原著論文による発表

欧文

- 1) Aoyama, Kaoru, Migrants and the Sex Industry. Fujimura-Fanselow ed. *Transforming Japan: How Feminism and Diversity are Making a Difference*. The Feminist Press at the City University of New York: 284-301, 2011

和文

- 1) 青山薫. 「セックスワーカー」とは誰か—終章. 伊藤るり編. 新編日本のフェミニズム 9 グローバリゼーション. 岩波書店: 218-229, 2011.
- 2) 青山薫. セックスワーカーの人権・自由・安全—グローバルな連帯は可能か. 辻村みよ子編. ジェンダー社会学の可能性 第1巻 かけがえのない個から—人権と家族をめぐる法と制度. 岩波書店: 135-158, 2011.

口頭発表

海外

- 1) Kaname, Yukiko and Aoyama, Kaoru (SWASH). Foreign Sex Workers in Japan. The 10th International Congress on AIDS in Asia and the Pacific. August 26-30, 2011, Busan, South Korea.
- 2) Kaname, Yukiko, Ponponmaru and Aoyama, Kaoru (SWASH). The Effect of the 2004 Korean Anti-prostitution Law on Sex Workers in Korea and in Japan. Sex Worker Open University. October 12-16, 2011, London, U.K.

国内

- 1) 青山薫. 親密「権」のポリティクス—セックスワーカーを題材に. 京都大学文学研究科GCOE オムニバス講義、2011年6月9日、京都大学
- 2) 青山薫. グローバル化とジェンダー—非「国民」のすすめ. 静岡県立大学男女共同参画推進センター／グローバル・スタディーズ研究センターシンポジウム、2011年6月13日、静岡県

立大学

- 3) Aiba, Keiko, Aoyama, Kaoru, Fujimura-Fanselow, Kumiko, Kaneko, Sachiko and Tolentino, Leny P. Exploring Issues of Diversity and Human Rights in Japan from a Feminist Perspective (Roundtable). The 15th Asian Studies Conference Japan. June 25-26, 2011, Tokyo, Japan.
- 3) 青山薫. いま、日本で外国人を生きるということ. 京都大学文学研究科GCOE フィールド調査班研究会、2011年7月8日、京都大学

【資料1 エイズ文化フォーラム in 京都における情宣】



【資料2 銭湯イベントにおける情宣】

かくし芸お披露目会 & 写真撮影会 in 銭湯

2012年2月11日(土)

古き良き銭湯で
写真が撮れる！
ホーム、ブログ用、
宣材として、あなたも
是非どうぞ！

11:00~ 写真撮影会

衣装・メイクで写真撮影！
カメラマン2人に撮ってもらえます。
インドカレーの昼食付き。
(1000円、17:00までいれます)

14:00~17:00 かくし芸お披露目大会

様々な出演者による音楽・トーク・
パフォーマンス大会！(500円)

企画：SWASH
会場提供：ジャベット
ランチ提供：サブラ（高円寺）

出演者（あいうえお順）
 あなろちゃん 展示
 一点のあいまいさも許さない、さそがロゴス パフォーマンス
 ツツキ・ヤング 音楽
 SWASH(SexWork & SexualHealth) トーク
 D門 ソプラノヴォーカル
 虹色のつらり 音楽
 フラロンコ パフォーマンス
 やまちゃん 絵（飛び入り可）
 あたしのココ+あなろちゃん 音楽
 カメラさつえい メイク
 ぼんぼんまる さこ
 ふじい

高円寺駅南口
より徒歩10分
(住所：高円寺南 3-54-2)

会場 ● BellePia World

● 営業終了したお風呂屋なので
広くて寒いですが、防寒対策を
しっかりとお願いします。

● 共同浴替え場所と鏡はあります。

● 午前中の写真大会に来る方は
パンコン（ローコン、500など）
デタタを持ち帰れるものを用意
してください。

● データはこちらで保存しません。
フライパン1保護等のために、
デタタ受け渡しの際はそのまま
消去するのを見届けてください。

● 他人の写真を撮る際は了承を得て
ください。

● ランチは身体が温まるカレー
です。ベジ用に豆が野菜カレー
を数人分置く予定です。

お客様にお願い

入浴料金	
ランチ付き 写真大会	1000円 <small>（夕方までこの値でいれます）</small>
かくし芸 お披露目会	500円
チャイ	200円
足湯	100円

2

関西圏の外国人(特にSW)のHIV感染予防と介入に関する研究: 関西圏当事者コミュニティ・支援団体・行政機関の協働による外国籍住民のための健康予防介入に関するプロジェクト

研究分担者: 榎本てる子(関西学院大学神学部 准教授)

研究協力者: 青木理恵子(NPO 法人 CHARM 事務局長)

コマファイ・ニコール(NPO 法人 CHARM スタッフ)

白野倫徳(大阪市立総合医療センター医師)

研究要旨

日本に暮らす外国籍住民が医療にアクセスできる環境を整備するために健康をテーマとしたイベント、健康フィエスタを京都市内で初めて実施した。当日は10団体が協力し、195人が来場した。プログラムとしては、HIVを始めとした性感染症や生活習慣病の情報提供及びワークショップ、健康相談、法律・生活相談、HIVを始め性感染症の検査、健康な食べ物の紹介、健康的に暮らすための運動の紹介などを行った。

外国籍住民が知らない保健所(保健センター)の保健師やスタッフと出会い、提供されている検査などのサービスを外国籍住民コミュニティの中心メンバーが経験することを通して、保健センターと外国籍住民自身、そして支援組織が継続的に連携していくことを目指した。

研究目的

2009年度から開始した当研究の3年目は、外国籍住民当事者、支援団体、京都市伏見区保健センター、医療機関との協働による外国籍住民を対象とした相談会及び情報提供の機会を地域で定着させ持続可能な施策にしていくことを目的とする。

が主体的にプログラムに関われ仕組みを構築。

4. 参加者アンケートの実施と結果の分析

事業の評価と性感染症に関する理解を問うためのアンケートを実施することで当日参加した人たちの実態を把握する。

研究方法

1. 維持可能な検査体制の構築

検査の実施機関である伏見保健センターの通常システムにできるだけ近い形で検査を実施し、今後も保健センターで大きな負担をすることなく実施できるための体制を構築する。

2. 地域の協力団体に対する協力要請

昨年協力した団体に加えて、地域で福祉的活動をしている団体が協力していくことで地域の活動としていく。また広報については様々な外国籍住民組織に協力を呼び掛け、それぞれの住民組織につらなる背景の異なる人たちに情報を発信してもらうよう要請した。

3. 協力団体間の会議の実施と役割分担の明確化 協力団体で実行委員会を定期的に開催し、プログラムの担当を準備の段階から分担して各団体

研究結果

2011年11月26日(土)11時から16時まで伏見区総合庁舎、伏見保健センター、伏見青少年活動センターにおいて外国籍住民を対象とした「健康フィエスタ」を実施した。

1. プログラム参加者及び協力団体

当日プログラムの参加者は255名であった。この内プログラムの各部スタッフが107名と関係団体からの積極的参加があった。来場者の国籍は、フィリピン、中国、韓国、タイ、ホンジュラス、メキシコ、フィンランド、ニュージーランド、ポーランド、ロシア、ブラジル、チリ、ドイツ、インドネシア、オーストラリア、そして日本の16ヶ国にわたり多方面への広報の効果が見られた。健康に直接関係する部門では、以下の人数の参加が見られた。

a) 性感染症の検査及び胸部検診

32名が性感染症の検査を受検し、29名が胸部レントゲン検査を受診した。

b) 健康相談及び一般相談 医師、行政書士、などの専門家が個別の相談に対応した。16名が健康相談を利用し、内2名には、紹介状を発行した。後日二人とも受診の回答が医療機関（内無料低額診療事業制度利用者 1名）からあった。又一般相談は、7名の人を利用した。

c) ワークショップ 健康に対する意識と関心を高めるために、以下のテーマでワークショップを開催した。

- 乳がん自己検診の方法 2回開催計 20名参加。
- 若者の性についての話し合い 8名参加。
- 外国人のストレス・マネジメント 20名参加。

d) 子どもプログラム 子どもも楽しく多文化を体験する機会とするために、フィリピン人留学生が中心となって

日本とフィリピンの遊びを紹介し子どもたちは個人の遊びからグループ遊びまで色々な形態の遊びを楽しんだ。

e) 食べ物販売 多文化体験の一環として食べ物の販売を行った。4団体が 11種類の食べ物、飲み物を販売し大変盛況であった。

f) 舞台 プログラムの開会式から閉会式まで舞台上で二人進行役が日本語・英語で案内を行い、色々な国の芸能や個人の持っている才能を披露する機会となった。

2. 健康フィエスタのプログラムと協力団体の役割分担

プログラム実施日の半年以上前に主催団体、協力団体による実行委員会を開催し、当日までに合計3回の全体会議を実施した。分担した役割については、各団体が主体的に企画を進め、全体会議で共有するという分散方式をとった。

今年度参加団体は以下の通りである。

- (財)京都市ユースサービス協会
(伏見青少年活動センター)
- (財)京都市国際交流協会
- (福)京都市伏見区社会福祉協議会
- (財)京都 YWCA・APT
- 京都パグアサフィリピンコミュニティ
- 京都フィリピン留学生会
- (特活)多文化共生センターきょうと

- 京都府エイズ啓発グループ 紅紐

3. 参加者のアンケートから見えてくる評価と性感染症に関する意識 集計中のため未完成

考察

自己評価

1) 達成度について

今年度同事業で目指した地域の団体との協働及び持続可能なシステムの構築に向けた一歩は確実に踏み出した。実行委員会では、各部を担当する団体がそれぞれ責任をもって報告を行い、また当日に向けた具体的な作業も完全に分担して進めることができたという意味で大変意義深い。また今回はより多様な国籍の住民が来館しており、昨年より多くの外国籍住民が検査を受検したことは特記に値する。

また、来年度からは研究助成金はなくなっても、行政で既に行われているシステムを用いるため、来年度に向けての話し合いも始まっていることは、われわれが目指した持続可能なプログラムを3年間で構築することが出来た。

2) 研究成果の学術的、国際的、社会的意義について

外国籍住民団体、行政機関、市民団体が外国籍住民の視点を中心として健康を考え、健康について行動する機会をもつということ記録することは意義がある。特に検査や医療相談というシステムの中で外国籍の人が利用しやすいシステムを構築する過程を記録していくことはまだまだその取り組みが少ない日本では意義があり、国際的には類似の取り組みと比較することができるという点で日本から調査の報告をすることは意義がある。

3) 今後の展望について

同調査研究は、今年度で3年を終える。この研究によって作りだされた健康プログラムは、伏見保健センターを始め京都市の保健行政の理解と支援を得て継続実施の見通しがついた。一方市民団体の中で青少年を対象としている団体、福祉を専門とする団体との協働の結果、それぞれの団体が外国籍住民と関わり日常的にも関わっていく方向性も見出してきた。同事業は京都

市においては、これからも地域の事業として継続実施していくことができる見通しである。

同事業を京都市でパイロットプロジェクトとして実施できたことの意味は大きい。この経験を生かして他地域で健康に関する取り組みを行いその中に HIV 感染予防介入のプログラムを入れていくことの一つの道筋をつくることができた。

結論

3年間に渡り日本に暮らす外国籍の人達の感染症に関する意識と理解を調査することを通して、外国籍住民が得ている情報の量にはかなりの差があり、感染症について日本に来てからは、新しい知識を得ていない人も多いことが分かった。また感染の早期発見のために全国で行われている検査や相談機会の提供についても知識を持たない人が多いことがわかった。同研究では、2年目から地域で活動する外国籍住民支援市民団体や保健センターと共同して健康に関するイベント、「健康フィエスタ」を開催し性感染症のみならず健康維持について知り、考える機会を提供した。その中で知識や意識についての調査も平行して行った。

研究という形で始めたこの取り組みに対して、京都市保健所は行政機関独自では関わりを持つことが難しかった外国籍住民に直接関わる機会を提供できたことを評価し、2年続けて行った同企画を京都市の事業として継続して行く方針を打ち出した。その意味で研究が果たした役割は、大きいと思われる。

今後の課題として、留学生に対する性感染症の情報提供と検査機会の提供についての仕掛けを日本語学校や大学などと協力し、工夫していくことの必要性が明らかになった。

研究発表

なし

知的財産権の出願・登録状況

該当なし

3

生活困難を抱える女子の性の健康に関する研究

研究分担者： 野坂 祐子（大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター）

研究協力者： 浅野 恭子（大阪府池田子ども家庭センター）

丸山 奈緒（大阪府吹田子ども家庭センター）

佐藤 史（大阪府池田子ども家庭センター）

井ノ崎敦子（徳島大学学生相談室）

山田 紅美（大阪府立修徳学院）

田中久美子（大阪大学大学院）

研究要旨

児童自立支援施設に入所している小中学生女子の多くが性非行等を入所理由とし、「援助交際」を含む性的交渉や性産業への勧誘を経験しており、早期からの性行動や性感染症の罹患などが生じている。その背景には家庭及び施設内における性虐待もあり、虐待による心身への影響等を考慮した性教育や、施設内という生活環境を考慮した学習・支援の実施体制が求められる。今年度はこれまでに実施した調査結果の周知および支援プログラムの共有化を目指し、全国の施設への報告ならびに児童福祉施設や管轄する児童相談所を対象とする研修等を計8回実施し、約250名の参加が得られた。女子児童を対象にした施設内での調査では、中学生を中心とする女子児童の58%に性交経験があり、初交年齢が13歳以下の者が半数以上を占めた。また、47%が望まないセックスを強要されており、53%が風俗店での勤務の勧誘を受け、32%が「出会い系サイト」の利用経験があった。性感染症の罹患は、クラミジア（16%）、カンジタ膺炎症（11%）、尖圭コンジローマ・淋病・トリコモナス膺炎（各5%）であった。同対象者へ実施した精神健康調査（IES-R）では、44.8%が外傷後ストレス症状のカットオフポイントを越えており、外傷後ストレス障害を有する可能性が示された。こうした実態を考慮し、ストレスコーピングに関する学習を中心とし、性に関する学習やコミュニケーションスキルの練習を取り入れた計6回のプログラムを行った。プログラムは認知行動療法を基盤とし、性的なトラウマへの援助プログラムを参照した。

性風俗産業への参入可能性の高い若年層を対象とした研究を行うことで、より広い視点で性風俗産業等における性感染症予防について検討することが可能になると考えられた。

研究目的

課題「生活困難を抱える女子の性の健康」では、児童自立支援施設に入所している小中学生女子の多くが性非行等を入所理由とし、「援助交際」を含む性的交渉や性産業への勧誘を経験しており、早期からの性行動や性感染症の罹患などが生じている実情から、施設入所児童のセクシュアルヘルスの実態を把握し、性教育について検討することを目的とする。施設入所児童の背景には家庭での被虐待が多く存在し、虐待による心身への影響等を考慮した性教育を検討する必要がある、さらに施設内という生活環境を考慮した学習・支援の実施体制が求められる。最終年度にあたり、これまでに実施した調査結果の周知および支援プログラムの共有化を目指し、全国の施設への報告ならびに児童福祉施設や管轄する児童相談所を対象とする

研修等を実施した。また一施設において支援プログラムを実施した。

研究方法

1) 調査結果の周知と研修の実施：初年度に実施した調査結果等について全国児童自立支援施設の施設長会議にて報告し、研究成果の周知・還元を行った。関東・近畿・四国の児童福祉施設や児童相談所の職員等を対象とする研修会を計8回実施した。

2) 施設内における支援プログラムを初年度より継続的に実施し、述べ100名以上の女子児童を対象にセクシュアルヘルスに関わる学習機会を提供した。施設で実施された調査をもとに計6回のプログラムを実施した。また、昨年度に作成した性虐待等の被害児童向けの教材に関して、支援者か

らの評価を収集し、それらをもとに改訂版を作成した。

(倫理面への配慮)

児童の福祉に配慮し、個人のプライバシーを守り、介入にあたっては施設との協議を重ねながら実施した。

研究結果

1) 児童福祉施設や児童相談所の職員等を対象にした研修会には約 250 名の参加があり、調査結果の共有を図った。また児童向けの教材についての質的な評価調査を実施し、内容についての意見を集約し、改訂版の作成につなげた。

2) 施設内での調査結果をふまえ、支援プログラムを検討・実施した。調査からは主に次のような結果が示された。中学生を中心とする女子児童の 58% に性交経験があり、初交年齢が 13 歳以下の者が半数以上を占めた。また、47% が望まないセックスを強要されており、53% が風俗店での勤務の勧誘を受け、32% が「出会い系サイト」の利用経験があった。性感染症の罹患は、クラミジア (16%)、カンジタ膣炎症 (11%)、尖圭コンジローマ・淋病・トリコモナス膣炎 (各 5%) であった。また、同対象者へ実施した精神健康調査 (IES-R) では、44.8% が外傷後ストレス症状のカットオフポイントを越えており、外傷後ストレス障害を有する可能性が示された。こうした実態を考慮し、ストレスコーピングに関する学習を中心とし、性に関する学習やコミュニケーションスキルの練習を取り入れた計 6 回のプログラムを行った。実施にあたっては、施設職員への事前研修と打ち合わせを行い、施設職員による生活支援のなかで学習内容を復習してもらうことで強化した。プログラムは認知行動療法を基盤とし、性的なトラウマへの援助プログラムを参照した。

考察

近年、性非行を入所理由とする男女児童が増加している現状のなかで、施設内での性教育のニーズが高まっている。施設入所に至った児童の心理社会的・身体的状況を考慮すると、知識を中心とする学習内容では不十分であり、生活場面を通じた指導や支援により児童のセクシュアルヘルスを向上させていく方策が必要であると考えられた。

自己評価

1) 達成度について

調査結果について施設への還元ができた点やネットワーキングを進められた点でほぼ達成されたと思われる。

2) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義について

性風俗産業への参入可能性の高い若年層を対象とした研究を行うことで、より広い視点で性風俗産業等における性感染症予防について検討することが可能になる。また、児童の性的搾取の実態を踏まえた取り組みを進めることは、セクシュアルライツの問題にも寄与すると考えられる。

3) 今後の展望について

引き続き、研究成果について児童福祉の現場へ伝達し、実効性のある支援・教育を検討することを目指す。

結論

児童福祉の領域、従来から性非行等の性問題行動に至る背景要因としての性虐待や対人スキルの問題が指摘されてきたが、性の健康／権利の観点で実態を把握し、具体的な支援プログラムはまだ十分に組み込まれているとはいえない。若年層、とくに学校や家庭などの地域社会で生活できない施設入所児童は、HIV/AIDS 予防においても非常にニーズの高い対象群であると考えられた。

研究発表

研究分担者

野坂祐子 (2011) 「性問題行動をもつ生徒に対する支援過程と課題—学内外での支援体制づくりを中心に—」, 子ども社会研究, 17 号, 子ども社会学会, 95-108.

野坂祐子 (2011) 「思春期の PTSD」, 精神科治療学, 26 (6), 星和書店, 763-769.

野坂祐子 (2011) 「男子の性被害」, 季刊 SEXUALITY, No.53, エイデル研究所, 60-67.

野坂祐子 (2011) 「子どもへの TF-CBT」, 藤森和美・前田正治編『大災害と子どものストレス—

子どものこころのケアに向けて』, 誠信書房,
58-60.

野坂祐子 (2011) 「学校コミュニティの緊急支援」,
心理臨床学事典, 日本心理臨床学会編, 丸善出
版, 640-641.

野坂祐子 (印刷中) 「青年期の性的行動と支援」,

発達科学ハンドブック 6 発達と支援, 新曜社.
野坂祐子 (印刷中) 「PTSD 症例への長時間曝露療
法と心理・社会的支援」, 学校危機とメンタルケ
ア, vol.4, 大阪教育大学学校危機メンタルサポ
ートセンター.

知的財産権の出願・登録状況

該当なし